

平成30年度創設 賃上げ・生産性向上のための税制 ご利用ガイドブック

対象：平成30年4月1日～平成33年3月31日に開始される事業年度

※本税制は大企業向けになります。

中小企業向けの賃上げ支援税制についてはこちらをご確認ください

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

※平成30年3月31日以前に開始された事業年度における

「所得拡大促進税制」の適用制度については、

「改訂版：平成29年度ご利用ガイドブック」をご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/pdf/29pamphlet2.pdf>

目次

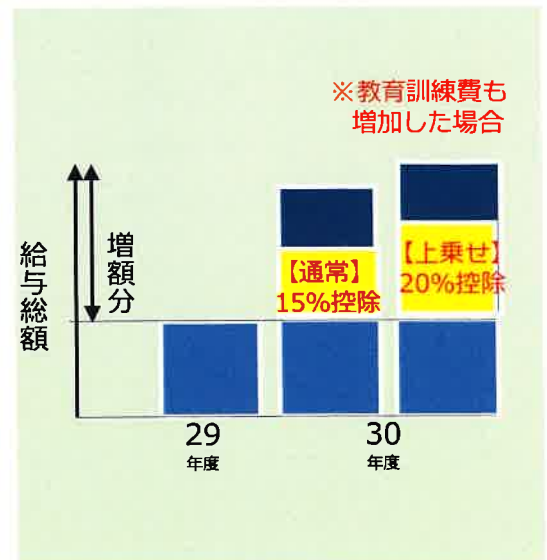
大企業向け税制改正のポイント	2
大企業向け適用要件の概要	3
制度の詳細（通常要件）	4
継続雇用者給与等支給額について	6
国内設備投資・当期償却費総額の定義	9
制度の詳細（上乗せ要件）	10
教育訓練費の定義	11
用語の説明	14
よくあるご質問	16
ホームページ・お問い合わせ先	19

大企業向け「賃上げ・生産性向上のための税制」のポイント (平成30年4月1日以降開始の事業年度)

賃上げ等を行った企業に対して、 給与等支給額の増加額の一部を 法人税から税額控除します。

※給与等支給額が前年度より増加していることが前提となります。

平成30年4月1日～平成33年3月31日
に開始される事業年度が対象



【通常の税額控除】

要件1：継続雇用者給与等支給額が前事業年度比で3%以上増加
かつ

要件2：国内設備投資額が償却費総額の9割以上

➡給与総額の前事業年度からの増加額の**15%を税額控除**
※税額控除額は法人税額の20%が上限

【税額控除の上乗せ】

上乗せ要件：教育訓練費が過去2年平均比で20%以上増加

➡給与総額の前事業年度からの増加額の**20%を税額控除**
※税額控除額は法人税額の20%が上限

(参考) 旧制度からの主な変更点

■ 適用の要件

- 基準年度（平成24年度）の給与総額と比べて、適用年度において一定割合増加していること ➡ 廃止
- 平均給与等支給額が前事業年度比2%以上増加
➡ 「継続雇用者給与等支給額が前事業年度比3%以上増加」に変更
※「継続雇用者」の定義を見直し、計算方法を簡素化

■ 税額控除

- 基準年度からの給与総額の増加額の10%
➡ 前事業年度からの給与総額の増加額の15%(通常)/20%(上乗せ)

大企業向け適用要件の概要

◆通常： 給与等の増加額の15%を税額控除
(ただし、控除額は法人税額の20%が上限)

👉 4ページご参照

【通常要件1 ※必須】 👉 5~8ページご参照

継続雇用者給与等支給額が前事業年度比で3%以上増加

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額 (適用年度)} - \text{継続雇用者比較給与等支給額 (前事業年度)}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額 (前事業年度)}} \geq 3\%$$

【通常要件2 ※必須】 👉 9ページご参照

国内設備投資額が減価償却費の9割以上

$$\text{国内設備投資額 (適用年度)} \geq \text{当期償却費総額 (適用年度)} \times 0.9$$

◆上乗せ： 給与等の増加額の20%を税額控除
(ただし、控除額は法人税額の20%が上限)

【上乗せ要件】 👉 10~13ページご参照

教育訓練費が過去2年平均比で20%以上増加

$$\frac{\text{教育訓練費 (適用年度)} - \text{比較教育訓練費}}{\text{比較教育訓練費}} \geq 20\%$$

$$\text{比較教育訓練費} = \frac{\text{教育訓練費 (前事業年度)} + \text{教育訓練費 (前々事業年度)}}{2}$$

制度の詳細(通常要件)

◆通常：給与等の増加額の15%を税額控除 (ただし、控除額は法人税額の20%が上限)

税額控除額

適用の要件を満たす場合、**雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の15%を税額控除**します。ただし、調整前法人税額の20%が上限です。
(租法42の12の5①)

国内雇用者に支払った給与等の総額について、適用年度において、前事業年度から増加した金額の15%を税額控除します。



国内雇用者 (租法42の12の5③二、租法施行令27の12の5③④)

法人の使用人のうちその法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者で国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を指します。国内雇用者には、パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者は含まれません。さらに詳しいことは「よくあるご質問 Q&A集」に掲載しています。

雇用者給与等支給額 (租法42の12の5③四)

適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額です。

比較雇用者給与等支給額 (租法42の12の5③五、租法施行令27の12の5⑤⑥)

前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額です。

【税額控除の計算例】

雇用者給与等支給額 (適用年度)	110,000,000円
比較雇用者給与等支給額 (前事業年度)	100,000,000円
給与等の増加額	10,000,000円
給与等の増加額×15%	1,500,000円

例1) 調整前法人税額が8,000,000円の場合
税額控除額の上限は、
 $8,000,000円 \times 20\% = 1,600,000円$
となるため、1,500,000円の税額控除

例2) 調整前法人税額が6,000,000円の場合
税額控除額の上限は、
 $6,000,000円 \times 20\% = 1,200,000円$
となるため、1,200,000円の税額控除

制度の詳細(通常要件)

◆ 通常： 給与等の増加額の15%を税額控除
(ただし、控除額は法人税額の20%が上限)

適用の要件

継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額と比べて**3%**以上増加していること。

(租法42の12の5①)

継続雇用者に支払った給与等の総額について、適用年度において前事業年度と比べて**3%**以上増加していることが適用の要件です。



継続雇用者 (租法42の12の5③六、租法施行令27の12の5③、租法施行規則20の10②)

以下の全てを満たす者を指します。

- ① 前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者である
- ② 前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者である
- ③ 前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない

☞ さらに詳しい判断方法については次のページ以降に掲載しています。

継続雇用者給与等支給額 (租法42の12の5③六、租法施行令27の12の5④)

継続雇用者に対する適用年度の給与等の支給額です。

継続雇用者比較給与等支給額 (租法142の12の5③七、租法施行令27の12の5⑤)

継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額です。



ポイント

税額控除額は、「国内雇用者」の給与等支給額の前事業年度からの増加額をもとに算定しますが、税制適用の要件の判断にあたっては、「継続雇用者」の給与等支給額が前事業年度比で3%以上増加しているかを確認します。